

東京高等裁判所 御中

令2（ネ）3726号

日本通運による岡田さんへの「雇止め」を撤回する判決を求めます

私たちは東京高裁に対して、岡田幸恵さんの「無期転換逃れ地位確認等請求事件」についての十分な審議を行い、公正な判決を出すことを求め、個人署名25238筆を東京高裁に提出しています。現在、電話会議での審理が進められていますが、既に東京高裁に提出している以下の3点について、公正な審理・判決のため採用されることを求めます。

1 秋田進証人の採用

日本通運において無期転換権行使の回避のための更新上限の設定を決めた当時の総務・労働部長であった秋田進氏に、その設定の経緯を問い質すため、同氏の証人採用をすべきである。

2 文書提出命令

日本通運が隠し続けてきた支店社員（有期雇用労働者）を含む人事関係の組織や取り決めが存在することが分かったが、その具体的な内容を明らかにするために、支店社員の正社員登用制度、支店社員に関する「労使間ルール」等の提出を命ずるべきである。

3 調査囑託

岡田さんと全日通労働組合の関わりに関する原判決の誤りを明らかにするため、岡田さんと同組合の接触時期、同組合による岡田さんに対する説明内容について、同組合に対して調査を囑託すべきである。

以上

団体署名

2021年 月 日

団体名

代表者名

①

住所 〒

取扱い団体

ユニオンネットお互いさま

委員長 斎藤隆靖

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-15-9 武蔵野ビル NPO労働相談室内

TEL 070-6576-2071 FAX 03-5577-7263